

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	香 川 県
1. 料金割引の基本的方向性 (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
<p>車種・地域における現行利用者の負担額に応じて、割引を各種検討されることについては、賛成である。</p> <p>E T Cの活用を軸に割引制度を提案しているが、地方ではまだまだE T Cが普及していないことから、その普及促進策についても、検討をお願いしたい。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
<p>物流コストを下げることにより、物流インフラ面で競争力がつくことから、雇用機会の増加や物価の安定などを通して国民に広く恩恵があることから、大口利用者割引については、賛成である。</p>	

3. 具体的な割引内容（案）

- (1) 割引内容（案）
- (2) 割引結果

利用実態に合わせた割引といった視点からは、割引内容が妥当となっているが、地方部の早朝深夜でも、自転車歩行者道が未整備の並行する一般道路で生鮮食料品等の物流関係の車が多く通行している状況にあり、早朝深夜割引を全国に広げてはどうか。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

現状の利用割合等に基づいて割引額を決めていることから、適時適切に割引内容を見直すことは必要である。

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

○本四への割引制度の適用

本四道路は、本州四国間の交流を促進し、広く経済、産業の振興を図るための重要な社会資本であるにもかかわらず、高い通行料金が障壁となり、その効果が十分に発揮できていない。

平成15年7月から10%の引下げが行われ、我々自治体も色々な工夫をして利用促進に努めているが、やはり料金水準が絶対的に高く、利用者には、割高感が非常に強いいため、引下げによる大きな経済効果をもたらすまでには至っていない。

一方、本四公団においても、ETC活用等による弾力的な料金の導入について、社会実験の実施も含め、検討を行うこととしている。

本四道路は、全国的高速道路ネットワークの一環を担うもので、この本四道路の通行料金の引き下げは、本州・四国的高速道路の利用向上にも寄与するものであり、利用者本位の観点から、ぜひ高速自動車国道と一体となった割引制度の導入を望む。

○ また、以下に提案する割引制度の導入についても、本四道路への適用も含め導入の検討をお願いしたい。

・週末割引

国民のレジャーの多様化、広域化に伴い、週末のレジャー用普通車、軽乗用車を対象に、週末の利用料金を割り引く。

・観光バス割引

国の観光立国政策を後押しするため、観光バスの車種区分、特大車から路線バスと同様に大型車扱いとする。また、平日の旅行需要を喚起するため、平日の観光バスについて割引を行う。

・周遊チケットの導入

四国では、平成15年10月31日から12月1日の間に「四国特割社会実験チケット」を実施した。この社会実験では、日本道路公団四国支社が販売した「四国スーパー割引週末3DAYSチケット」（普通車：8,000円）を実験期間中に限り、さらに2,000円割引し、販売した。

この社会実験により、高速道路の交通量が3～5ポイント増加するなど、効果があった。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。